

町田市違反広告物除却活動団体募集

町田市では道路上に掲出された違反広告物の除却活動を希望する団体を募集します。活動団体に属する方には違反広告物除却員として除却活動をしていただきます。

1. 団体要件: 市内在住・在勤・在学の満 18 歳以上の方 2 人以上で構成され、継続的に除却活動を行うことができる団体
2. 募集数: 募集団体数は特に制限はありませんが、団体に属する方(後に違反広告物除却員として委嘱する方)は、1 団体につき 20 人程度を想定しています。
3. 募集期間: 随時
4. 応募方法: 「町田市違反広告物除却活動団体登録申請書」に必要事項を記入した上で、道路部道路管理課へご提出ください。申請書の記載内容を元に、「町田市違反広告物除却員事業実施要領」の規定に基づき選考します。なお、応募団体(応募団体に属する方の合計人員)が多数の場合には、本制度に係る予算額と地域性を考慮して調整を行う場合があります。
5. 今後の予定: 応募から活動開始までの流れは次のとおりです。
 - ① 選考の結果、除却活動団体として登録することになった団体には「町田市違反広告物除却活動団体登録証」を交付します。
 - ② ご提出いただいた名簿の記載内容を審査し、要件を満たす方を違反広告物除却員として委嘱します。
 - ③ 違反広告物除却員として活動する方全員に除却活動に必要な法令や本制度の内容に関する講習会を受講していただきます。講習会は、適宜開催します。
 - ④ 講習会受講後にお渡りする身分証(除却員証)を必ず携帯の上、除却活動を開始してください。なお、除却活動は 2 人以上で行なってください。
6. 補償: 除却活動中の不慮の事故等に対しては、原則として、「ボランティア活動災害補償制度」の範囲内で補償します。
7. 用具: 除却員には、活動に必要なものとして、簡易用具等を貸与いたします。なお、除却員をお辞めになる場合には、ご返却いただきます。
8. その他:
 - ① 活動団体の登録期間及び違反広告物除却員の委嘱期間は、登録日より 1 年ですが、ご希望により更新が可能です。
 - ② 違反広告物を除却した日の翌月に「実績報告書」を提出していただきます。
 - ③ この活動は無報酬です。